

インドアゴルフ REXTO 会員規約

第1条（適用範囲・用語）

- 1 本規約は、「インドアゴルフ REXTO」の各店舗（別表に掲載する店舗。個別に「店舗」といい、総称して「本施設」といいます。）およびこれに付随するサービス（トレーニングルーム、レッスンなどを含みます。提供するサービスは、店舗により異なります。）の利用に関して適用されます。
- 2 「運営事業者」とは、各店舗を運営する事業者をいい、別表に定めるとおりとします。
- 3 会員は、利用する店舗の運営事業者との間で、本規約に基づく利用契約を締結するものとします。
- 4 営業時間、スタッフ在籍時間、駐車場、追加利用、提供サービスなど、店舗ごとに異なる運用は、別表に定めます。別表は本規約の一部とし、本文と別表の内容が異なる場合は、別表を優先します。
- 5 合同会社 GAFA（以下「REXTO 本部」といいます。）は、「REXTO」の名称、ブランド、Web サイト、予約システム等を提供する事業者であり、各店舗におけるサービスの提供および契約の主体ではありません。各店舗のサービスに関する責任は、当該店舗の運営事業者が負います。REXTO 本部は、全店舗共通の本規約を定めます。

第2条（会員制度）

- 1 本施設には、会員としての利用とビジターとしての利用があります。
- 2 会員になろうとする方は、本規約を承諾し、所定の入会申込書・誓約書等（Web 上の申込みなど電磁的な方法による場合を含みます。以下「入会申込書等」といいます。）を提出し、運営事業者が承認することにより、会員となり、本施設を利用できます。
- 3 18 歳以下（高校生以下）の未成年者が入会する場合は、所定の入会同意書に、本人と、本施設の会員である保護者が連署のうえ、手続を行います。この場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負います。保護者は、2 親等以内（叔父・叔母を除きます。）の親族に限ります。会員でない保護者の方は、本施設を利用できません。

- 4 9歳以上22歳以下の学生（大学生・専門学校生まで）の方は、別途定める学生料金で入会できます。
- 学生料金は、レベルアップコースおよびティータイムコースに限り、入会時に学生証で確認します。学生証を確認できない場合は、学生としての入会は受け付けません。学生でなくなったときは、速やかに届け出るものとし、その後は通常の料金が適用されます。
- 5 会員は、会員プランで定める範囲で、別表に掲載するREXTOのいずれの店舗も利用できます。ただし、会員プランの予約は、1日につき1枠までとします。他店舗を利用する場合も、追加の費用はかかりません。その店舗の運営事業者が定める本規約・別表・諸規則に従うものとします。
- 6 会員は、本規約（第24条により改定されたものを含みます。）、本施設が入居する建物の諸規則、その他運営事業者が定める規則をすべて遵守しなければなりません。

第3条（入会資格）

次のいずれかに該当する方は、会員になることができません。

- (1) 本規約および本施設の諸規則を遵守できない方
- (2) 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない方
- (3) タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）のある方で、本施設内（館内のほか、駐車場、駐輪場、その他の敷地を含みます。以下同じ。）で、タトゥーを一切露出しないことに同意できない方
- (4) 過去または現在において、暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有すると、運営事業者が判断した方
- (5) 医師等により運動を禁じられている方
- (6) 伝染病その他、他人に感染するおそれのある疾病を有している方
- (7) 9歳に達していない方
- (8) 所属する学校または団体において、本施設への入会が禁じられている方
- (9) 未成年で、本施設への入会について親権者の同意を得られない方
- (10) 入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない方

- (11) 公序良俗に反する行為が認められる方
- (12) 前各号のほか、運営事業者が入会を不相当と判断した方

第4条（会費、チケット料金、入会金等）

- 1 会員は、会費等を、利用する店舗の運営事業者が定める方法で、その運営事業者に支払います（会費等は、運営事業者へ直接入金されます）。料金は、Web サイトの料金表または店内の掲示によります。
- 2 会員期間は、1 日から始まる 1 か月単位または 1 か年単位で、自動更新とします（入会月は任意の日とします。）。クレジットカードでの支払いは、対象期間（1 か月または 1 か年）の前月 20 日に、対象期間分を支払います。口座引落での支払いは、対象期間の 27 日に引き落としにより支払います。
- 3 月更新プランの契約の際は、入会に関する初期費用、利用開始月分（日割り）、翌月利用分を支払います。年更新プランの契約者は、入会に関する初期費用を免除し、1 年分の利用料を分割して支払います。1 年分の利用料を一括して支払う場合は、10 か月分の金額で 1 年間利用できます。分割して支払う場合の総額は、通常の加入（12 か月分）と同じです。年更新プランの契約では、入会金は不要です。
- 4 チケット料金およびその他の料金は、その都度支払います。
- 5 プランの変更は、会員自らが、予約決済システム「hacomono」（以下「hacomono」といいます。）を利用し、hacomono が設定する変更期限までに行います。
- 6 会員は、実際の本施設の利用の有無にかかわらず、第 11 条が定める場合を除き、運営事業者が別途定める会費をすべて支払う義務があります。いったん支払った会費は、原則として、返還しません（本規約に定めがある場合を除きます。）。
- 7 運営事業者が別途定めるキャンセル可能時間内にキャンセルがない場合は、実際の利用の有無にかかわらず、いったん支払ったチケット料等は、原則として、返還しません。未払いの場合は、別途定めるキャンセル規定に基づき、キャンセル料を支払います。ただし、第 19 条 1 項に定める運営事業者の故意または過失により賠償が生じる場合は、この限りではありません。

- 8 運営事業者は、会費等を改定することができます。この場合、運営事業者は、2週間前までに会員に告知し、以後は、改定後の会費等を適用します。ただし、年更新プランの契約者については、契約期間の満了まで、改定前の会費等を適用し、更新後の契約期間から、改定後の会費等を適用します。
- 9 会員プランの契約者が、運営事業者が定めるキャンセル可能時間内にキャンセルをせず、予約時間内にチェックインをしない場合は、無断キャンセルとして扱い、その日の利用回数として数えます。ただし、第19条1項に定める運営事業者の故意または過失により賠償が生じる場合は、この限りではありません。

第5条（セキュリティ）

- 1 運営事業者は、会員に対して、セキュリティ媒体（会員カード、暗証番号、アプリによる認証など）および解除の権限を付与します。会員は、スタッフ在籍時間以外に入館するときは、各自でドアセキュリティの認証解除を行う必要があります。認証を行わずに入館した場合、または他の方の入館を補助した場合は、規約退会の対象となります。
- 2 会員は、セキュリティ媒体を、他の方に貸与・譲渡してはなりません。紛失・盗難・破損が生じた場合は、速やかに運営事業者に申し出る必要があります。セキュリティカードの再発行には、再発行手数料 1,000 円がかかります。

第6条（防犯カメラ・撮影）

- 1 運営事業者は、防犯および安全管理のため、本施設内の各所に防犯カメラを設置し、映像を記録しています。映像の保存期間は、1週間とします。
- 2 会員および同伴者は、他の会員、同伴者、スタッフを、本人の同意なく撮影、録音、または SNS 等に投稿してはなりません。
- 3 運営事業者は、広報のため、本施設内で撮影した写真・動画を、ホームページや SNS に掲載することがあります。会員の顔が判別できる形で掲載する場合は、事前に本人の許可を得ます。

第7条（会員以外の利用）

会員以外の方でも、次の条件をすべて満たす場合は、本施設を利用できます。

- (1) 運営事業者が別表で定めるスタッフ在籍時間中に、来店し、退店すること。スタッフが不在の場合は、会員と同伴すること。
- (2) 同伴する会員の規約（本規約）に同意し、これを遵守できること。
- (3) 未成年の方は、運営事業者が定める条件（保護者の同意または同伴）を満たすこと。

ビジターおよび同伴者の行為については、同伴した会員が、連帯して責任を負います。

第8条（遵守事項・禁止事項）

1 会員は、本規約に別途定めるもののほか、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 本施設の利用にあたっては、掲示されたルール、慣習上のルール、運営事業者の説明・指示に従うこと。
- (2) 飲食物の持ち込みは可能ですが、ゴミは持ち帰るか、所定のゴミ箱に捨てること。飲酒は、個室のシミュレーションの部屋に限ります（半個室では、飲酒できません）。

2 本施設内で、次の行為は禁止します。

- (1) 施設内での物品販売、営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼、署名活動
- (2) 本施設内で指定された場所以外での喫煙
- (3) 刃物などの危険物や、他者・施設・器具を傷つけるおそれのある物品の持ち込み
- (4) 正当な理由なく、他者の所持品に触れること
- (5) 他の会員または同伴者に対して、パーソナルレッスンやトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと
- (6) 本規約に基づいて本施設の利用を認められていない方を同伴させること
- (7) 第3条(3)に反して、タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）を露出させること

- (8) 大声・奇声を発する行為、他の会員またはスタッフへの暴力行為、行く手を塞ぐなどの威嚇行為・迷惑行為
- (9) 他の会員、同伴者、スタッフに対して、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
- (10) 正当な理由なく、面談・電話・その他の方法で、スタッフを拘束する等の迷惑行為
- (11) 動物を館内に持ち込むこと（盲導犬・補助犬等を除きます。）
- (12) 他の会員の施設利用を妨げる行為
- (13) 本施設の秩序を乱し、またはその名誉・信用・品位を傷つけること
- (14) 酒類を飲んで酔った状態で、打席を利用し、またはクラブを使用すること（個室のシミュレーションの部屋を除きます。）

3 打席・設備について、次の行為は禁止します。

- (1) 打席の幅を超えるスイング（横振りなど）を行うこと
- (2) プレーヤー以外の方が、打席、打席通路、および打席付近に立ち入ること
- (3) 打席設備を移動すること、およびその他、不適切な使用をすること
- (4) 本施設のボール・備品を持ち出すこと

4 会員は、本施設の安全管理上、合理的に必要と認められる場合、運営事業者の判断で、施設の利用制限または利用方法の指示を受けることがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第9条（入館の禁止・退場）

1 運営事業者は、次のいずれかに該当する方に対し、相当期間、入館を禁止し、または退場を命じることができます。

- (1) 第3条に定める入会資格を欠くと判断した方、または、入会に際して虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった方
- (2) 入会後に生じた体調不良により、正常な施設利用ができないと判断した方（ただし、健康増進目的等で医師の指示がある方を除きます。）

- (3) 著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した方
 - (4) 運営事業者の承諾なく、セキュリティ媒体を持たずに入館した方
 - (5) 本規約の手續に従わず、会員以外の方を入館させた会員、および入館した会員以外の方
 - (6) 自己都合により、会費等の全部または一部を2か月間滞納した方
- 2 前項のほか、運営事業者が、入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した方についても、同様とします。

第10条（休会・復帰）

- 1 会員は、hacomono を利用して休会の手續を行うことにより、月単位で休会できます。電話・ファックス等による申し出は受け付けません。ただし、やむを得ないと判断できる事情がある場合は、この限りではありません。
- 2 休会手續の期限は、hacomono のシステム上の変更可能期限に合わせます。
- 3 休会する会員は、休会費（月額 1,500 円）を支払います。
- 4 休会手續が完了しない場合は、休会扱いとなりません。本施設の利用がなくても、通常の会費等が発生します。
- 5 休会していた会員は、休会届に記載した終了日の経過後、自動的に、期間単位で復帰扱いとなります。この場合、復帰期間から通常の会費等を支払います。
- 6 年間プランの契約者には、休会の制度はありません。

第11条（退会）

- 1 会員が自己都合で退会する場合は、所定の退会届の記入による手續を行うことにより退会できます。電話・ファックス等による申し出は受け付けません。ただし、やむを得ないと判断できる事情がある場合は、この限りではありません。
- 2 退会手續は、退会を希望する月の前月の特定日（クレジットカードの場合は17日、口座振替の場合は7日）までに行います。

- 3 退会手続には、会員カードの返却が必要です。完了しない場合は在籍扱いとなり、本施設の利用がなくても、通常の会費等が発生します。退会後に利用する場合は、退会用の入退室カードと交換できます。退会用の入退室カードは、返却不要です。
- 4 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに、完納しなければなりません。
- 5 第4条6項に反して、会員が自己都合により、会費等の全部または一部を12か月間滞納した場合は、規約退会とします。滞納分については、支払期日の翌日から支払日までの日数に、年14.6%の割合で計算した金額を延滞損害金として、会費等その他の債務と一括して、運営事業者が指定する方法で、支払いを求めることができます。振込手数料等の必要な費用は、当該会員の負担とします。
- 6 会員が、自己都合による退会と再入会を短期間に繰り返し、またはこれに準ずる行為により、本施設の円滑な運営に支障を生じさせると、運営事業者が合理的に判断した場合は、運営事業者は、当該会員の再入会を断ることができます。

第12条（届出等）

- 1 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったとき、および健康状態に変化があったときは、速やかに、所定の手続により、運営事業者届け出なければなりません。
- 2 運営事業者から会員への諸通知は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等にあって行い、その発送をもって効力を有します。未達または延着となっても、発信後の責任は負いません。

第13条（規約退会）

- 1 運営事業者は、会員が次のいずれかに該当するときは、当該会員を強制的に退会させることができます。
 - (1) 本規約（第8条を含み、これに限りません。）および本施設の諸規則を遵守しないとき
 - (2) 本施設の内外を問わず、法令・条例または公序良俗に反する行為を行い、本施設の運営に影響が生じうると判断されるとき

- (3) 第3条に定める入会資格を欠くと判断したとき
- (4) 入会に際して虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
- (5) 第11条5項に該当したとき
- (6) その他、会員としてふさわしくない言動があったと運営事業者が認めたとき

2 強制的に退会させられた会員は、退会時から、本施設を利用できません。

3 強制的に退会させられた会員に対しては、運営事業者は、原則として、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還しません。

4 規約退会の処分を受けた会員は、将来にわたり、期間の定めなく、入会できません。

第14条（資格喪失）

会員は、次の場合に、自動的に会員資格を失います。

- (1) 退会
- (2) 死亡または法人の解散
- (3) 会員が利用する店舗が閉鎖されたとき、またはその店舗の運営事業者と REXTO 本部との契約が終了したとき
- (4) 後見開始の審判を受けたとき（保佐・補助開始の審判を含みます。）

第15条（会員資格の譲渡禁止等）

会員資格は、本人に限ります。第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する行為、および相続その他の包括承継はできません。

第16条（営業日・営業時間）

1 本施設は、会員については、原則として24時間営業とします。ただし、定休日、メンテナンス等により、利用できない日があります。スタッフ在籍時間および定休日は、別表に定めます。

- 2 本施設には、スタッフが不在となる時間帯（以下「無人時間帯」といいます。）があります。会員は、無人時間帯には、スタッフによる対応を受けられないことを、あらかじめ承諾するものとします。
- 3 無人時間帯には、会員は、自己の責任において施設を利用し、体調管理と安全の確保に十分に留意するものとします。無人時間帯の緊急連絡先は、別表に定めます。AED（自動体外式除細動器）は、設置していません。

第17条（予約・利用制限）

- 1 本施設の利用は、予約が必要です。会員は、空きがある限り、24時間いつでも予約できます。ビジター・体験の利用は、事前の予約をお願いします。
- 2 会員プランで予約できる枠は、1日につき1枠までとします。
- 3 会員プラン（レベルアップ・ティータイム・コソ練）の利用は、1日1回（1枠）、60分までとします。シングルプランは、現在、新規の募集を行っていません。既存の契約者の利用は、1日2回までとし、1回あたり60分とします。会員プランの契約者に対しては、利用状況により、打席の連続使用を制限します（シングルプランの場合は、17時～21時の間に2枠を使用することを禁止します。）。
- 4 予約終了後の延長・追加利用の扱いは、店舗により、次のいずれかとします。どちらに当てはまるかは、別表に定めます。
 - (1) パターン1（追加料金タイプ）：延長の無料はありません。追加の利用は、追加料金で利用できます。
 - (2) パターン2（無料延長タイプ）：次の予約が入っていなければ、無料で延長して利用できます。
- 5 予約のキャンセルは、所定の方法で、次の期限までに行います。期限内にキャンセルがない場合は、第4条7項・9項を適用します。
 - (1) 打席の予約：予約時間の1時間前まで。それ以降のキャンセルは、利用枠を消化したものと扱います。
 - (2) 体験・レッスン：当日のキャンセルは、料金の半額をご負担いただきます。

(3) 個室（部屋貸し）：当日のキャンセルは、料金の全額をお支払いいただきます。

(4) イベント：各イベントごとに定めるキャンセル規定によります。

6 利用可能な回数・時間は、今後の運営状況により、変更される場合があります。

第18条（施設の閉鎖・変更）

1 運営事業者は、次の理由により、施設の全部または一部を、閉鎖または変更することがあります。

(1) 気象・災害等により、会員に災害が及ぶと運営事業者が判断し、営業が不可能と認めたとき

(2) 法令の制定・改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他、経営上やむを得ない事由が発生したとき

(3) 経営上やむを得ない事由が発生した場合に、3か月前に予告のうえ、店舗を閉鎖するとき

(4) 前号の閉鎖の原因が、天災、地変、公権力の命令・強制、その他の不可抗力である場合は、予告期間を合理的に短縮できます。

2 施設の閉鎖・変更の場合は、会員に対し、原則として、会費の返還等の特別の補償は行いません。

ただし、運営事業者の責めに帰すべき事由により、施設の全部または一部が長期間利用できない場合は、運営事業者は、合理的な範囲で、会費の全部もしくは一部の返金、または相当期間の利用延長等の対応を行います。

3 店舗の閉鎖、またはその店舗と REXTO 本部との契約の終了により、その店舗の運営がなくなった場合は、その店舗での REXTO の会員資格は終了します。会費の返金については、当該店舗の運営事業者にご確認ください。他店舗への移行は可能です。

第19条（賠償責任・免責）

1 本施設内および駐車場で発生した紛失、盗難、傷害、その他の事故については、運営事業者は、原則として、運営事業者の故意または過失による場合を除き、責任を負いません。

2 会員または同伴者が、自己の責めに帰すべき原因により、本施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかに、その賠償責任を果たさなければなりません。

- 3 会員は、同伴者の責めに帰すべき原因により生じた前項の損害についても、その同伴者と連帯して、賠償責任を負います。
- 4 駐車場は、別表に定める指定の場所を、定められた時間内に、利用してください。近隣の迷惑となる駐車・駐停車をしてはなりません。
- 5 会員が他店舗を利用している間に生じた事故は、その事故が生じた店舗の運営事業者が、加入する保険等により対応します。
- 6 事故やクレームの窓口は、実際にそれが生じた店舗とし、責任も、その店舗の運営事業者が負います。

第 20 条（個人情報の取扱い）

- 1 運営事業者は、会員の個人情報を、各運営事業者のプライバシーポリシーに従って取り扱います。
- 2 運営事業者は、入会・予約・決済・連絡のために、予約決済システム（hacomono。各運営事業者が契約しています。）、決済代行事業者、LINE 等のサービス提供者に、必要な範囲で、個人情報を取り扱わせることがあります。
- 3 会員が複数の店舗を利用する場合、運営事業者は、利用の管理・請求・連絡のために必要な範囲で、会員の情報を、他の店舗の運営事業者および REXTO 本部と共同して利用します。

第 21 条（その他の禁止事項・知的財産）

- 1 会員は、運営事業者が提供するサービスおよび商品、その他本サービスを通じて知り得た一切の情報を、会員個人の私的な利用の範囲を超えて、利用してはなりません。
- 2 運営事業者は、会員の次の行為を禁止します。
 - (1) 他の会員、第三者、または運営事業者の、著作権・商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
 - (2) 前号のほか、他の会員、第三者、運営事業者に、不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為

- (3) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を、他の会員・第三者・運営事業者に提供する行為
 - (4) 営利・転売の目的で、商品等を購入する行為
 - (5) 同一人物が複数の ID を作成し、本サービスを利用する行為
- 3 本施設の Web サイト等に掲載されるすべての情報（文章、写真、イラスト等）の著作権は、REXTO 本部または当該情報の権利者に帰属します。これらは、各国の著作権法、各種条約、その他の法律で保護されており、会員が個人で利用する以外の目的で使用することはできません。
- 4 「REXTO」の名称、Web サイト、予約システムに関する権利は、REXTO 本部に帰属します。

第 22 条（通知・予告）

本規約および本施設の運営に関する通知・予告は、本施設の所定の場所への掲示、Web サイトおよび LINE 公式アカウントへの掲載、または電子メール等の方法により行います。

第 23 条（準拠法・管轄裁判所）

- 1 本施設の利用、および本規約の解釈・適用は、日本法に準拠します。
- 2 本施設の利用に関するすべての紛争については、別段の定めがない限り、静岡地方裁判所浜松支部を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 24 条（本規約その他の諸規則の改定）

- 1 REXTO 本部は、全店舗共通の本規約を定め、本規約、細則、利用規定、その他運営・管理に関する事項を、改定することができます。運営事業者は、各店舗の運営に関する細則等を定めることができます。
- 2 改定を行う場合は、改定後の内容および効力発生日を、効力発生日までに、本施設への掲示、Web サイトおよび LINE 公式アカウントへの掲載、または電子メール等の方法により、会員に周知します。改定の効力は、効力発生日から、すべての会員に適用されます。

附則

本規約（統一版）は、2026 年 11 月 1 日より発効します。

(元の規約の改訂履歴)

2023 年 5 月 1 日 発効

2023 年 6 月 6 日 改定 2 (会員期間と支払日変更)

2024 年 2 月 22 日 改定 3 (退会基準日変更と plus コース削除)

2024 年 5 月 1 日 改訂 4 (支払日付の変更、休会の申出日付、退会基準日の変更)

2025 年 5 月 1 日 改訂 5 (基準日廃止、年間プラン作成、退会返金規定変更、定休日追加)

2025 年 6 月 1 日 改訂 6 (退会・休会の申請期限の変更、年更新プランの支払方法追加)

2025 年 9 月 1 日 改訂 7 (トレーニングルームの記載)

2026 年 5 月 1 日 改訂 8 (安全管理強化、無人運営明確化、利用制限整理、責任範囲見直し、施設都合時の返金対応、再入会制限規定の追加)

2026 年 11 月 1 日 改訂 9 (磐田店・原島店の統一版。店舗別の運用を別表に明文化)

別表 店舗別の使い方一覧

店舗ごとに違う使い方を、店舗ごとに定めます。「追加利用」は、第 17 条 4 項のパターン 1・2 のどちらに当てはまるかを記載します。

項目	磐田店	原島店
店舗名	インドアゴルフ REXTO 磐田店（旧店名：インドアゴルフ磐田）	インドアゴルフ REXTO 原島店（2026 年 12 月オープン予定）
REXTO 本部（全店舗共通）	合同会社 GAFA（代表：藤原健）	合同会社 GAFA（代表：藤原健）
運営事業者	藤原健（個人事業主）※REXTO の加盟店 （本部：合同会社 GAFA）	株式会社ディープバレーデザイン（深谷 亮夫）※REXTO のフランチャイズ加盟店 （REXTO 本部：合同会社 GAFA）
所在地	〒438-0071 静岡県磐田市今之浦 3-3-2 地下 1F	〒435-0047 静岡県浜松市中央区原島町 554
電話	0538-86-5790	053-571-5790
営業（会員）	24 時間・年中無休（スタッフ不在の時間帯あり）	24 時間・年中無休（スタッフ不在の時間帯あり）
スタッフ在籍時間 （ビジターの利用可能時間）	9:30～12:30／14:00～17:00／18:00～21:00	9:30～12:30／14:00～17:00／18:00～21:00（磐田店と同じ）
定休日（スタッフ不在日）	毎週金曜日（会員は 24 時間利用可）	毎週金曜日（会員は 24 時間利用可。磐田店と同じ）
駐車場	敷地内 A：共用 7 台（建物前）／敷地外 C：専用 7 台（7:00～23:00・建物道向かいの川となり）／敷地外 B：使用できません。駐車場は無料	店舗前：8 台。駐車場は無料（そのほかの駐車場は、店頭でご案内します）
予約終了後の延長・追加利用（第 17 条 4 項）	パターン 1（追加料金タイプ）。その代わり、AI スイング診断を、会員は 1 日 10 分無料	パターン 2（無料延長タイプ）

項目	磐田店	原島店
この店舗だけのサービス	AI スイング診断（10 分¥1,000。会員は 1 日 1 回無料、以降 50%OFF）／個室（部屋貸し・平日 1 時間¥3,300、土日祝 1 時間¥4,400。人数制限なし）	なし（AI スイング診断・個室の部屋貸しは、磐田店のみ）
打席の形・グループ利用	完全個室の打席（個室は人数の制限なし）	半個室の打席（2 階のオープン打席のみ。4 名まで）
お子様・地域向けの取り組み	ふじゴルフ倶楽部、小学 1 年生～19 歳以下への練習場の無料開放などは、別途案内する内容によります	（現在、なし）
防犯カメラ	設置あり（施設内の各所）。映像の保存期間：1 週間	設置あり（施設内の各所）。映像の保存期間：1 週間
飲酒	個室のシミュレーションの部屋のみ可	禁止（半個室のため）
緊急連絡先	無人時間帯の連絡先：0538-86-5790／AED：設置なし	無人時間帯の連絡先：0538-86-5790（磐田店と同じ）／AED：設置なし

※料金は、Web サイトの料金表・店内の掲示に定めます（会費の改定は、第 4 条 8 項により、2 週間前までに告知します）。